

# 青森県報

第三千七百七号

平成二十一年  
七月八日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右	(同)	一
右	(同)	二
右	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出	(同)	四
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行	(道路課)	五
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課)	五
監査委員		
包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	(事務局)	六

## 告

## 示

### 青森県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 日
介護老人保健施設ハートランド	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	介護老人保健施設	平成二・六・一

### 青森県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 甚	弘前市大字千三丁目の一六	津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田一丁目一の二七	平成三・六・一
株式会社 甚	弘前市大字千三丁目の一六	津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田一丁目一の二七	平成三・六・一
株式会社 甚	弘前市大字千三丁目の一六	津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田一丁目一の二七	平成三・六・一

"	"	"	"	"	"	"	"	"	医療法人仁泉会	"	株いかり商事株式会社
"	"	"	"	"	"	"	"	"	八戸市大字尻内町字直田八一	"	弘前市大字境関字西田三四の二
訪問看護	認知症対応型生活介護	訪問看護	短期療養所	通所リハビリテーション	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問看護	訪問介護	認知症対応型生活介護	通所介護
かみおはしん	テグムにホ	訪問看護	"	"	"	介護老人保健施設トランド	妙水苑サービスセンター	"	訪問看護	グループアップホ	アップル鶴の里
四〇七	六九	一三	"	"	"	の四五〇	八分枝	八分枝	八分枝	"	北津軽郡鶴田町大字横沼字矢留崎九七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

"	株いかり商事株式会社	株式会社幸甚	津軽保健生活協同組合	名称	介護予防事業者
"	弘前市大字境関字西田三四の二	弘前市大字千年三丁目三の二一六	弘前市大字田町五丁目二の二	主たる所在地	
生活介護	通所介護	"	訪問介護	事業の種類	介護予防
グループアップホ	アップル鶴の里	ステーションソよかぜ	津軽保健生活協同組合	名称	介護予防事業所
"	北津軽郡鶴田町大字横沼字矢留崎九七	弘前市大字城南一丁目一〇三号室	弘前市大字野田一丁目一の二七	所在地	
"	"	"	平成三・六一	指月日定	

青森県告示第四百六十号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三村 申 吾

"	"	認知症対応型生活介護	グループアップホ	"	"
---	---	------------	----------	---	---

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	医療法人仁泉会
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八戸市大字尻内町字直田八一
生活型介護	訪問看護	生活型介護	訪問看護	短期介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問看護	訪問介護
認知症予防	予防	認知症予防	予防	介護所	リハビリ	入浴	介護	介護	"	訪問看護
みぐーはしか	かみおはし	こぐーはしか	えがおはし	"	"	"	ト健設老人保	ンサービス	"	うていしょん
"	四〇七	六九	一三〇七	"	"	"	の四五〇	分枝三九の一	分枝三八の三	分枝三一
"	前西七丁目九の	十和田市清水一	十和田市稲生町	"	"	"	八戸市大字相	八戸市大字妙字	八戸市大字妙字	八戸市大字妙字
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

"	"	医療法人仁泉会	いかり商事株式会社	アースサポート株式会社	名称	名称	所在地	年月日
"	"	八戸市大字尻内町字直田八一	弘前市大字境関字西田三四の二	東京都渋谷区本町一丁目八の七	名称	名称	所在地	年月日
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	名称	名称	所在地	年月日
ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	名称	名称	所在地	年月日
"	"	八戸市大字妙字分枝三八の三	北津軽郡鶴田町大字横泡字矢留崎九七	八戸市大字売市一字小待一二五の	名称	名称	所在地	年月日
"	"	"	三・六・一	平成三・四・一	名称	名称	所在地	年月日

青森県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定

定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 フィット・ケ アサト サービス	株式会社 フィット・ケ アサト	名称	居宅介護事業者
弘前市大字 泉野四丁目 二の二	黒石市八甲 三六の二	主たる事務 所の所在地	
福祉用具 貸与		居宅介護 事業の種 類	
株式会社フ ィット・ケ アサービス		名称	居宅介護事業所
弘前市大字 泉野四丁目 二の二	黒石市八甲 三六の二	所在地	
平成 二・五 一		変更 年月日	

青森県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社 フィット・ケ アサト サービス	株式会社 フィット・ケ アサト	名称	介護予防事業者
弘前市大字 泉野四丁目 二の二	黒石市八甲 三六の二	主たる事務 所の所在地	
介護予防 福祉用具 貸与		介護予防 事業の種 類	
株式会社フ ィット・ケ アサービス		名称	介護予防事業所
弘前市大字 泉野四丁目 二の二	黒石市八甲 三六の二	所在地	
平成 二・五 一		変更 年月日	

青森県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
株式会社フ ィット・ケ アサト サービス	株式会社フ ィット・ケ アサト	名称	特定福祉用具販売事業者
弘前市大字 泉野四丁目 二の二	黒石市八甲 三六の二	主たる事務 所の所在地	
特定福祉用具 販売		特定福祉用具 販売事業所	
株式会社フ ィット・ケ アサービス		名称	特定福祉用具販売事業所
弘前市大字 泉野四丁目 二の二	黒石市八甲 三六の二	所在地	
平成 二・五 一		変更 年月日	

青森県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	変更 年月日
	特定介護 予防福祉 用具販 売事業 者		特定介護 予防福祉 用具 販売事 業所		

変更前	株式会社ファイツト・ケアサービス	黒石市八甲三六の二	株式会社ファイツト・ケアサービス	黒石市八甲三六の二	平成二・五・一
変更後	弘前市大字泉野四丁目一の	弘前市大字泉野四丁目一の	弘前市大字泉野四丁目一の	弘前市大字泉野四丁目一の	平成二・五・一

青森県告示第四百六十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十一年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	福浦川目線	工事区間	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の縫道石国有林八三一林班と小班内から下北郡佐井村大字長後字縫道石一の縫道石国有林八三一林班ほ小班内まで	工事の種類	改築（道路改良）	工事の開始の日	平成二・七・一〇
-----	-------	------	--	-------	----------	---------	----------

青森県告示第四百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年九月十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十一年六月三十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで八戸市庁に備え置いて閲覧に供される。

平成二十一年七月八日

八戸港湾管理者 青 森 県  
 代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
 青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

八戸市豊洲三番一及び六番の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点と の地点を結ぶ平成八年七月五日付け青森県指令第二〇九八号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・Lプラサー・三三三メートルにより決定）、 の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び ②の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 河原木南防波堤東灯台（北緯四〇度三二分一〇秒九七、東経一四一度三一分五九秒六三） から三一五度五七分三三秒五五二・一二メートルの地点

の地点 から三一六度〇〇分五八秒八三・四七メートルの地点

の地点 から三一五度五八分五二秒三九五・六〇メートルの地点

の地点 から三四四度二六分四五秒二・七五メートルの地点

の地点 から三四三度四九分四八秒二〇四・八〇メートルの地点

の地点 から三六度〇三分〇七秒〇・一五メートルの地点

の地点 から三五五度〇一分二三秒八・九四メートルの地点

の地点 から一七度三二分五三秒九・二七メートルの地点

の地点 から二九八度五八分四六秒一一・二三メートルの地点

の地点 から二八度五八分四五秒一五・〇五メートルの地点

の地点 から四九度三四分五八秒二〇・一九メートルの地点

の地点 から七三度〇〇分〇〇秒三四七・三〇メートルの地点

の地点 から八三度三〇分〇四秒一六・七四メートルの地点

の地点 から一〇四度三〇分〇二秒一六・七四メートルの地点

の地点

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月八日

- 青森県監査委員 泉 山 哲 章
- 青森県監査委員 元 木 篤 子
- 青森県監査委員 相 川 正 光
- 青森県監査委員 三 橋 一 三

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
柳 谷 順 三	青森市長島一丁目一八の二七
兼 平 義 弘	青森市青葉一丁目四の一七
西 村 晴 夫	青森市中佃一丁目七の三三

- の地点 ②の地点から二二五度三〇分〇二秒一六・七四メートルの地点
  - の地点 ②の地点から二二六度〇〇分〇〇秒一八一・二〇メートルの地点
  - の地点 ②の地点から二二六度〇〇分〇〇秒四・七〇メートルの地点
  - の地点 ②の地点から二二六度〇〇分〇〇秒一〇〇・九五メートルの地点
  - の地点 ②の地点から二二六度〇〇分〇〇秒一〇〇・九五メートルの地点
  - の地点 ②の地点から二二六度〇〇分〇〇秒四・七〇メートルの地点
  - の地点 ②の地点から二二六度〇〇分〇〇秒一四四・三五メートルの地点
- 3 面積  
二二二、四八八・九九平方メートル

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十一年七月十七日から平成二十二年三月三十一日

今 良 暢	青森市三好一丁目一の一
長谷川 有 実	青森市松森三丁目一四の一三 ルグラン松森二〇三号
西 谷 俊 広	青森市勝田二丁目六の一八
吉 田 柳 一 郎	青森市新町二丁目八の一 ポレスタ―新町レジデンス八〇三号

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭